

令和2年度 第2回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時 : 令和2年10月12日(月) 18:30~20:30

場所 : 本庁舎 6階 611・612・613

目次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	・・・1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	・・・2
高齢者保健福祉計画の施策体系	・・・4
報告事項	
1 ニーズ調査の結果について	・・・5
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・・・別紙資料1
(2) 在宅介護実態調査	・・・6
(3) 介護支援専門員調査	・・・22
2 改正社会福祉法について	・・・28
3 日常生活圏域の設定について	・・・32
4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和3～5年度)の概要案について	・・・35
別紙資料	
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について	
2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)の概要案	

高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人 高知県作業療法士会	事務局長	矢野 勇介
3	一般社団法人 高知市医師会	理事	植田 一穂
4	一般社団法人 高知市歯科医師会	副会長	高橋 豊
5	NPO 法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
6	公益社団法人 高知県栄養士会	会長	新谷 美智
7	公益社団法人 高知県薬剤師会	高知市薬剤師会 会長	植田 隆
8	公益社団法人 高知県理学療法士協会	会長	宮本 謙三
9	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸
10	公益社団法人 認知症の人と家族の会 高知県支部	世話人	小笠原 千加子
11	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
12	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
13	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
14	高知市居宅介護支援事業所協議会	理事	高岡 秀実
15	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	北岡 廣明
16	高知市老人クラブ連合会	会長	三宮 尊良
17	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	常務理事	村岡 晃
18	公募委員		藤田 みどり
19	公募委員		松木 孝明
20	公募委員		山崎 百合子

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

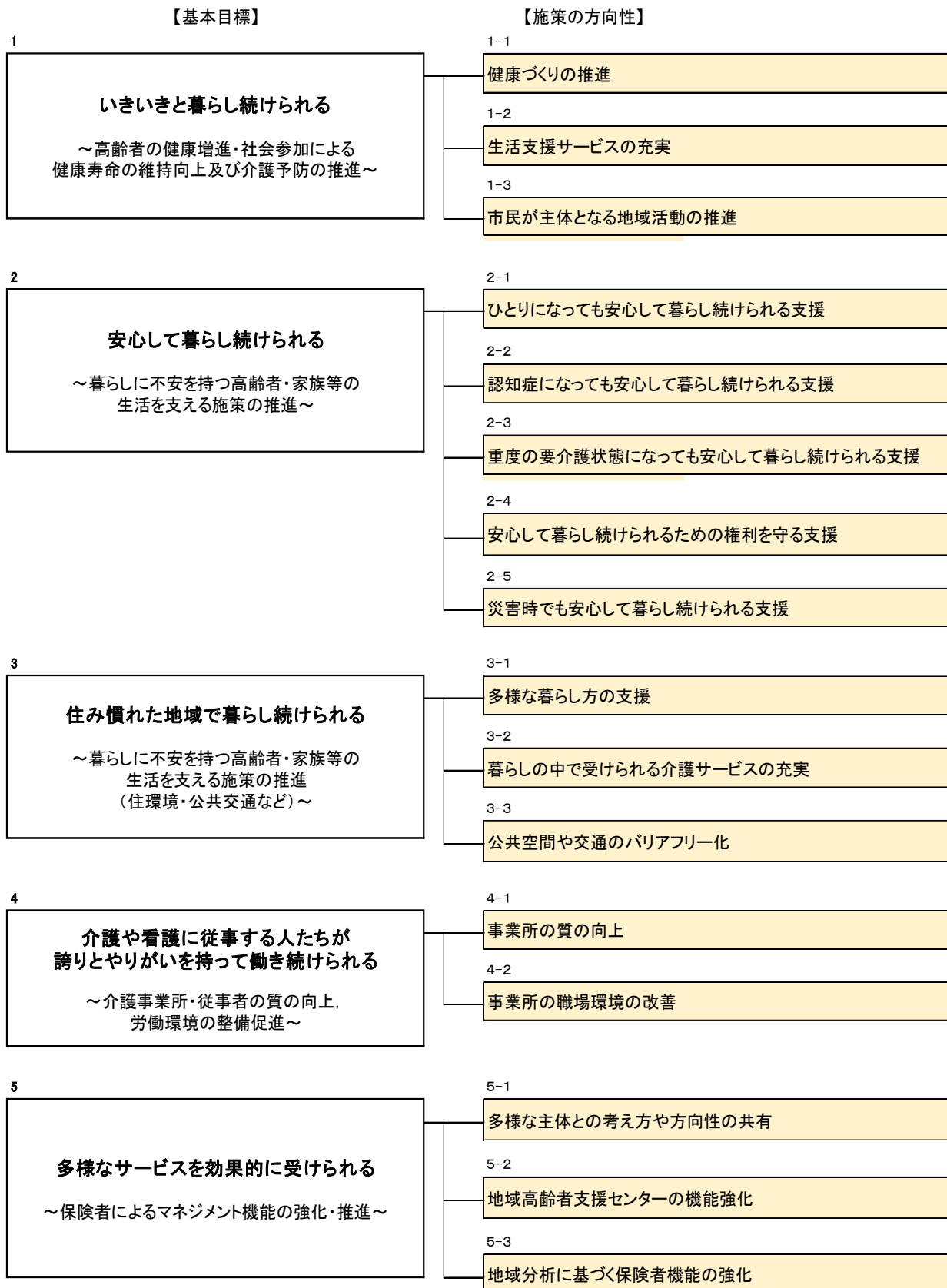
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

●高齢者保健福祉計画の施策体系

基本理念 : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』



<報告事項>

1 ニーズ調査の結果について

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(2) 在宅介護実態調査

在宅介護実態調査の結果について

1 調査概要

- ・ 目的 : 第8期介護保険事業計画等の策定に当たり、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。
- ・ 対象者 : 高知市在住で、**在宅で要介護認定（要支援含む）**の更新時期である方（2,775人）
- ・ 方法 : 認定調査員による聞き取り調査
- ・ 期間 : 令和元年7月22日（月）～令和元年12月27日（金）...約5か月間
- ・ 回答者数 : 646人（有効回答数 : 633人 有効回答率 : 97.99%）
※人口10万人以上の自治体における必要サンプル数 : 600人（厚労省より提示）

前回調査（第7期計画策定時）

期間 : 平成29年4月4日（火）～平成29年6月30日（金）
約3か月間
回答者数 : 346人

※ 前回調査時の調査期間約3か月を今回調査では約5か月に延長したことで、国の提示する望ましいサンプル数600を確保した。

在宅介護実態調査の結果について

・用語の説明

用語		定義
未利用		「住宅改修」, 「福祉用具貸与・購入」のみの利用を含む
訪問系		(介護予防)訪問介護, (介護予防)訪問入浴介護, (介護予防)訪問看護, (介護予防)訪問リハビリテーション, (介護予防)居宅療養管理指導, 夜間対応型訪問介護
通所系		(介護予防)通所介護, (介護予防)通所リハビリテーション, (介護予防)認知症対応型通所介護
短期系		(介護予防)短期入所生活介護, (介護予防)短期入所療養介護
その他	小規模多機能	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
	看護多機能	看護小規模多機能型居宅介護
	定期巡回	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
訪問系のみ		「訪問系」又は「定期巡回」のみの利用
訪問系を含む組み合わせ		「訪問系(又は定期巡回)」+「通所系」, 「訪問系(又は定期巡回)」+「短期系」, 「訪問系(又は定期巡回)」+「通所系」+「短期系」, 「小規模多機能」, 「看護多機能」の利用
通所系・短期系のみ		「通所系」, 「短期系」, 「通所系」+「短期系」の利用
施設等		特別養護老人ホーム, 老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院, 特定施設(有料老人ホーム等), グループホーム, 地域密着型特定施設, 地域密着型特別養護老人ホーム

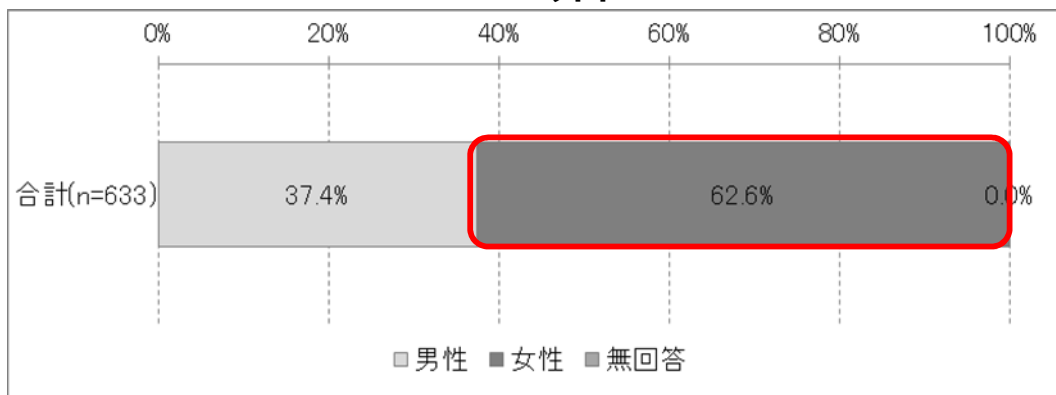
在宅介護実態調査の結果について

3 回答対象者属性

女性が約6割，後期高齢者が約8割以上を占める。

図1 性別 ※単数回答

<今回>



<前回>

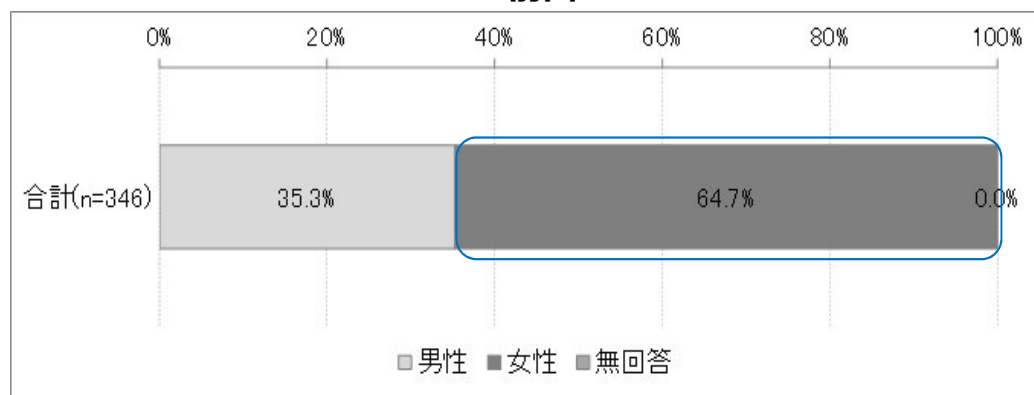
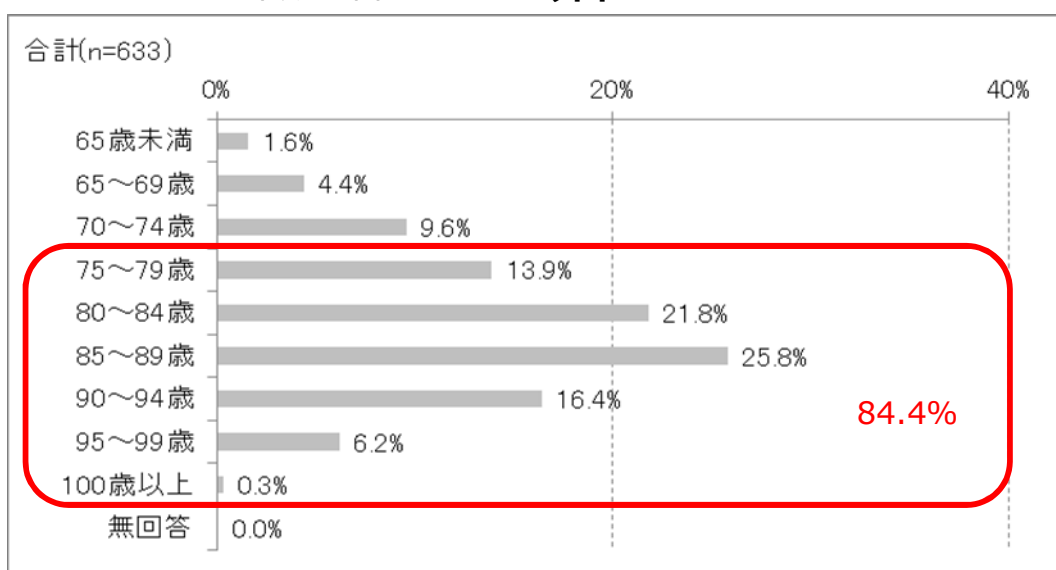
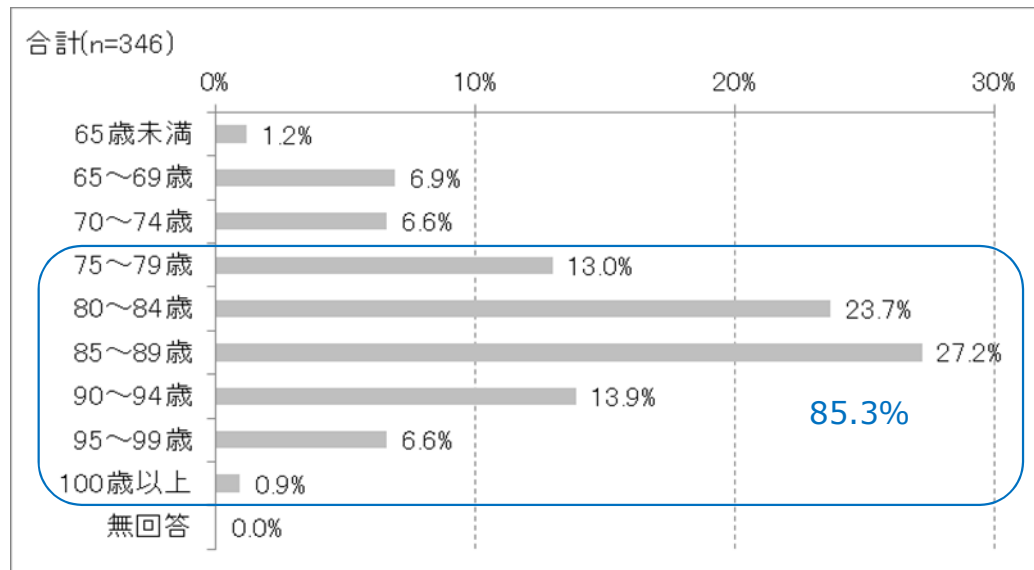


図2 年齢 ※単数回答

<今回>



<前回>

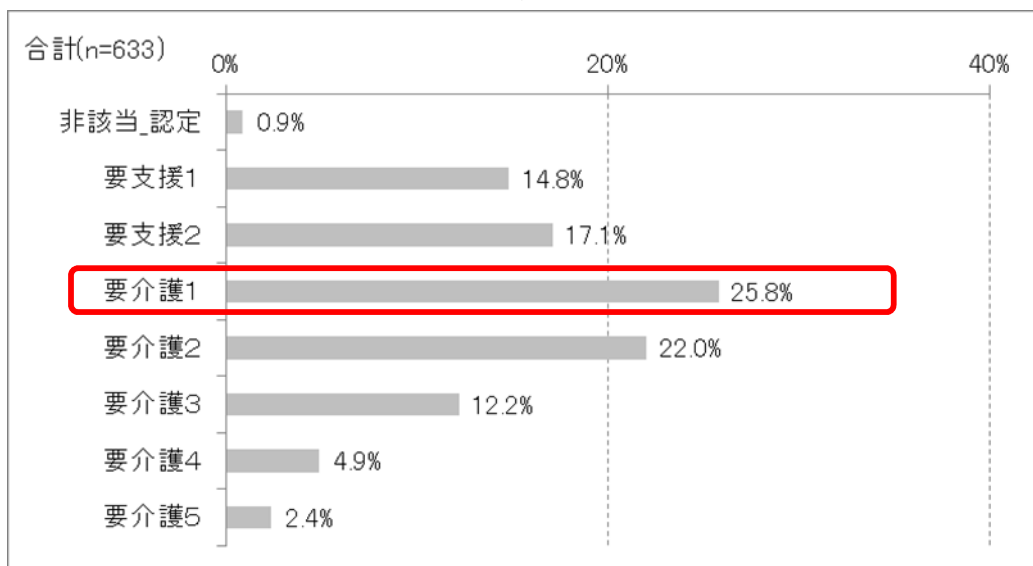


在宅介護実態調査の結果について

3 回答対象者属性

要介護度では要介護1が最も多い。約3割が単身世帯である。
単身世帯+夫婦のみ世帯は前回調査時と比較し、1.4%増となっている。

図3 要介護度 ※単数回答 <今回>



<前回>

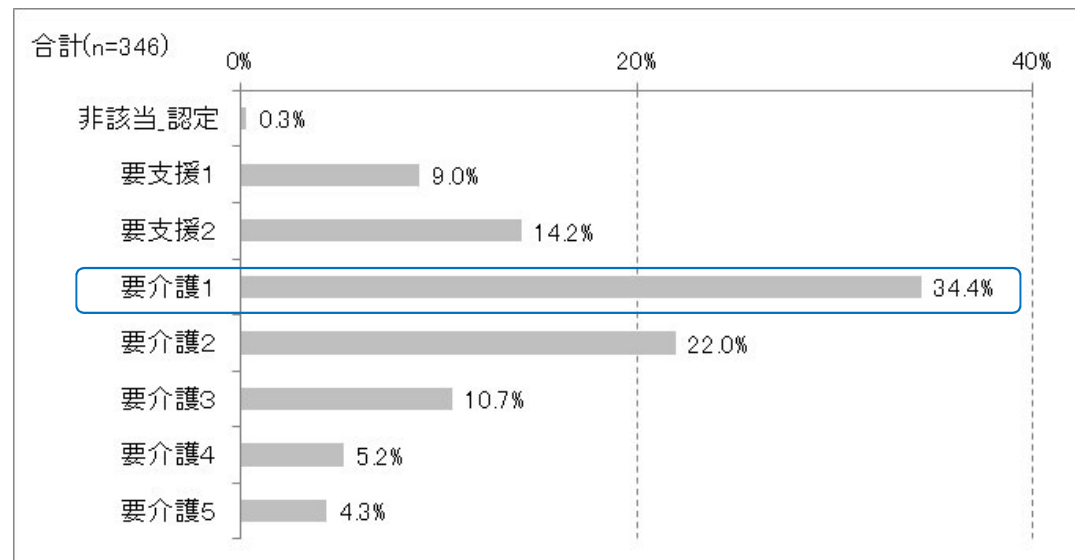
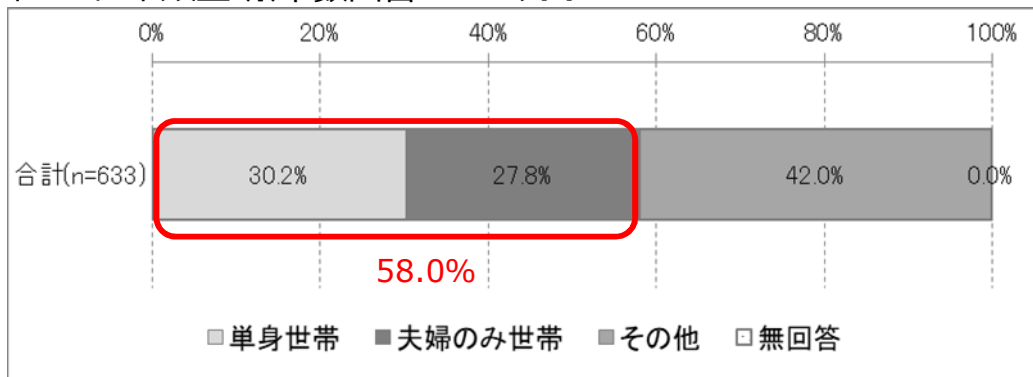
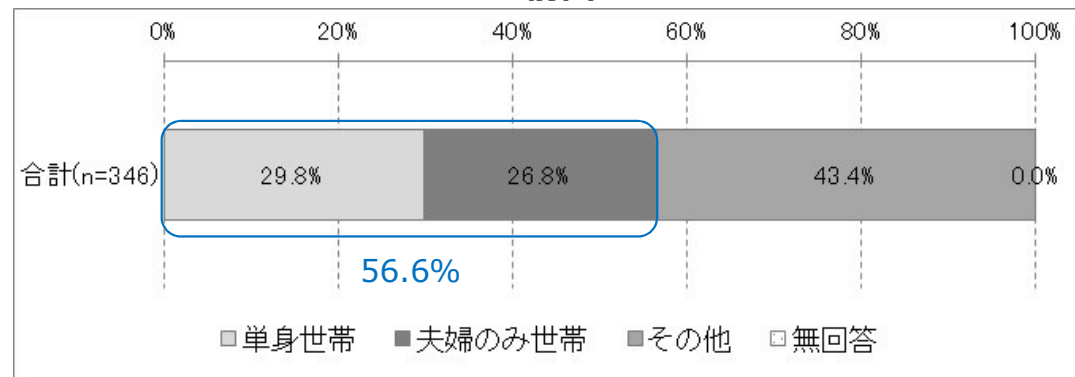


図4 世帯類型 ※単数回答 <今回>



<前回>



在宅介護実態調査の結果について

4 主な介護者について

家族等の介護の頻度について「ない」が前回から1.9%増となり、「ほぼ毎日」は3.8%減となった。
 主な介護者は配偶者と子が8割以上を占める。

図5 家族等による介護の頻度 ※単数回答

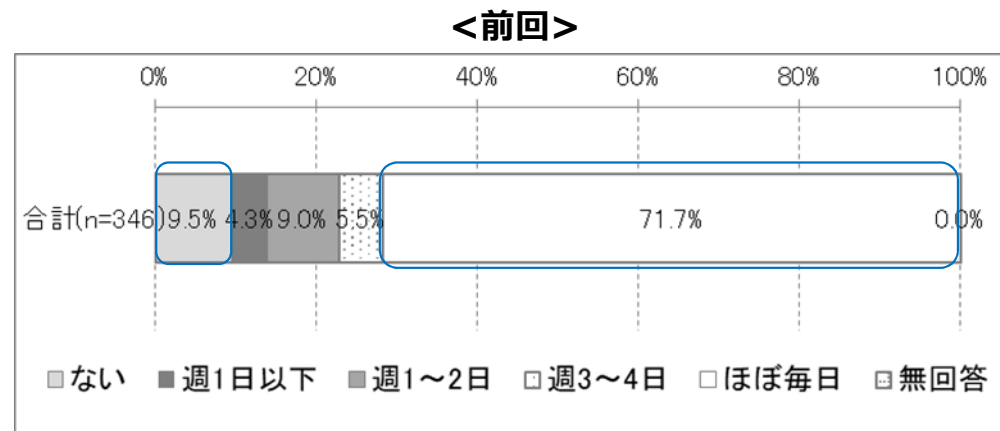
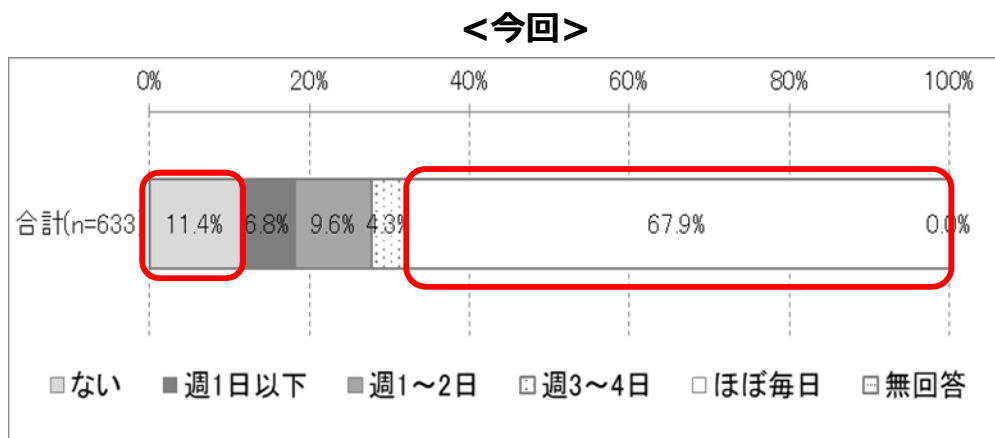
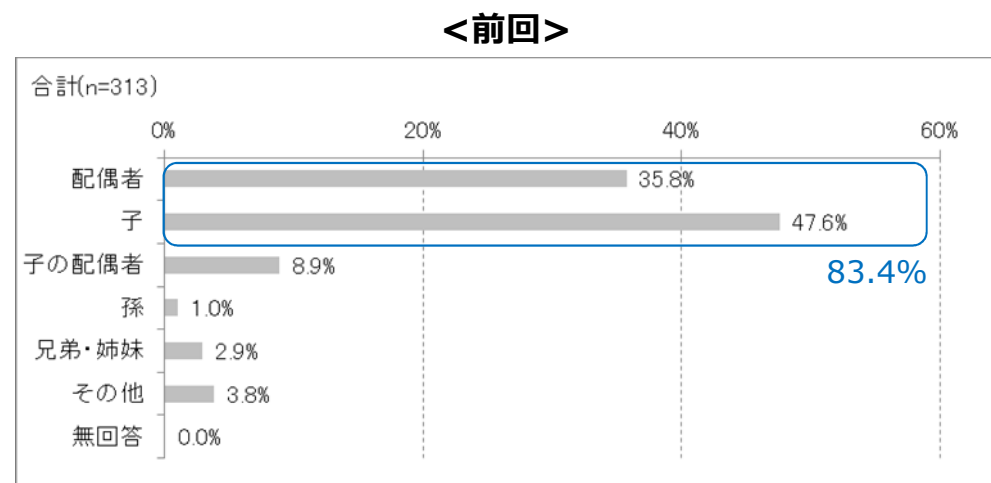
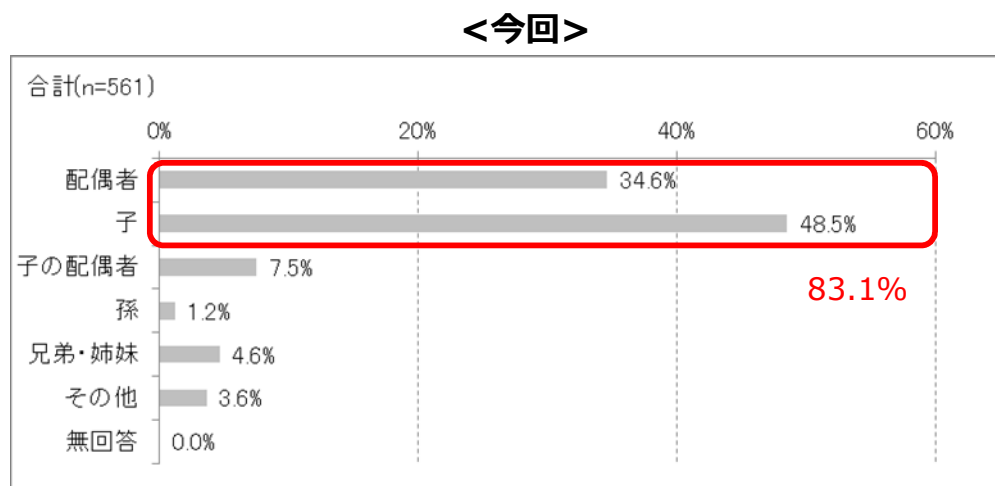


図6 主な介護者の本人との関係 ※単数回答



在宅介護実態調査の結果について

4 主な介護者について

主な介護者は女性が7割以上を占める。年齢は60代以上が7割であり、前回調査時から3.6%増となっている。特に70代については6.2%増となっており、介護者の高齢化が進んでいる。

図7 主な介護者の性別 ※単数回答

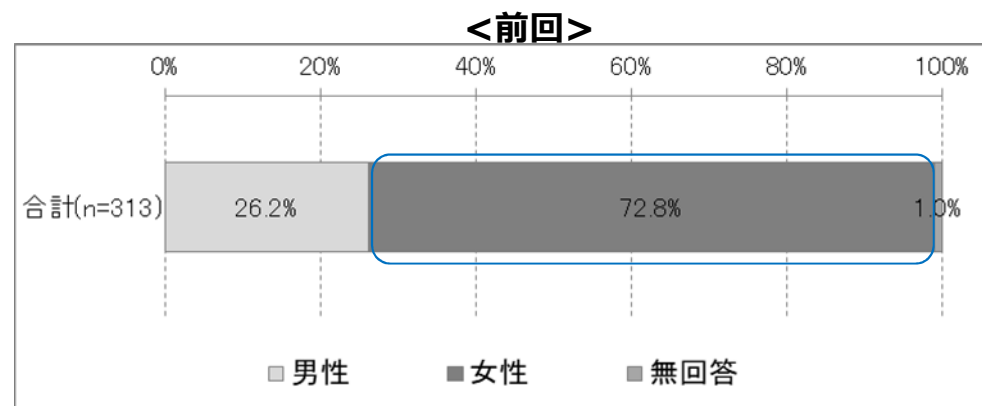
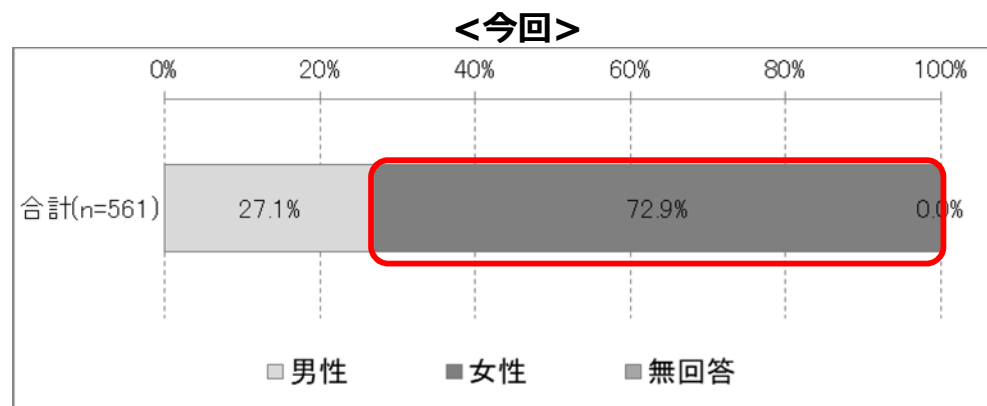
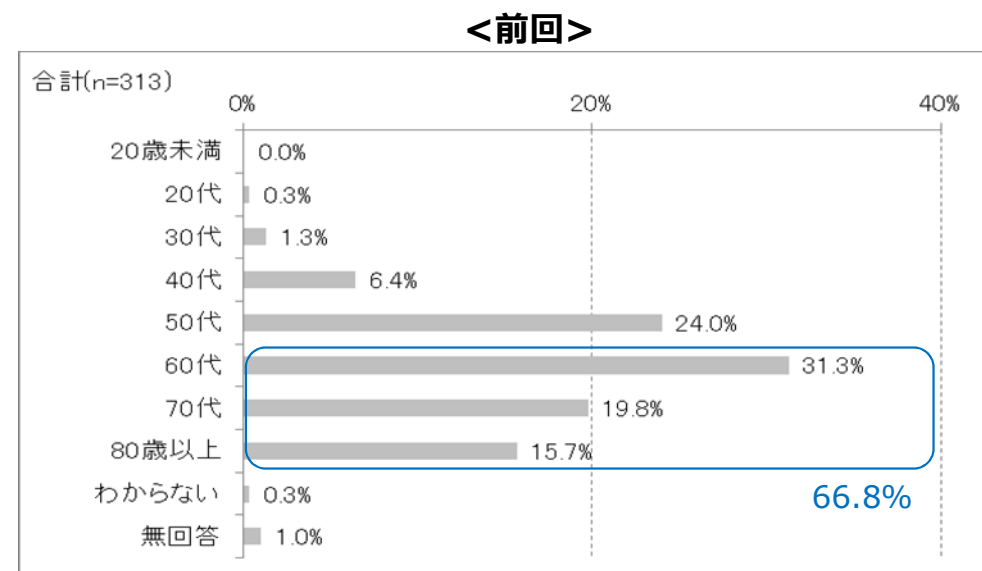
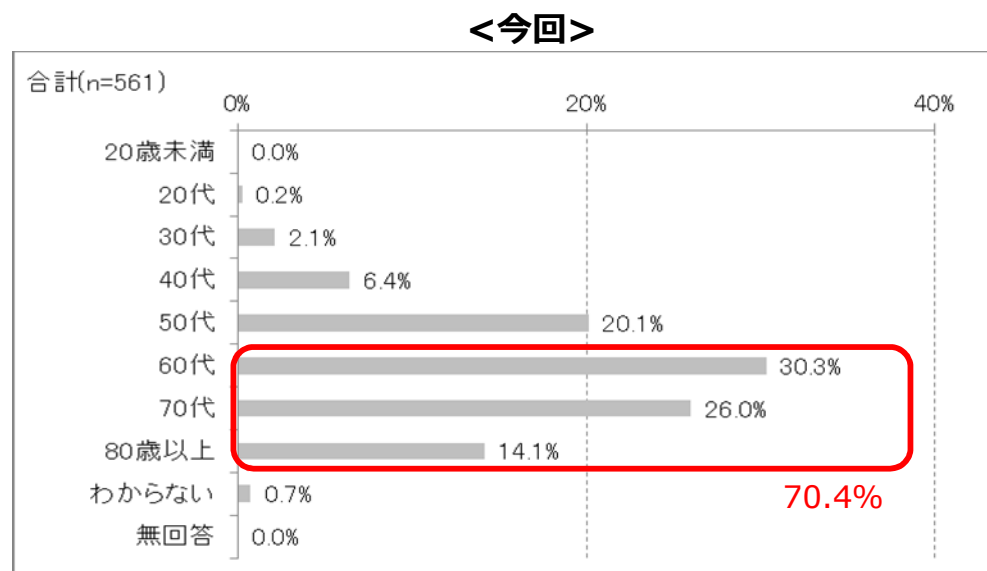


図8 主な介護者の年齢 ※単数回答



在宅介護実態調査の結果について

4 主な介護者について

主な介護者が行っている介護は外出の付き添いや金銭管理等多岐に渡る。
勤務形態は「フルタイム勤務」+「パートタイム勤務」が4割以上を占め、前回調査時から6.9%増となっている。

図9 主な介護者が行っている介護 ※複数回答

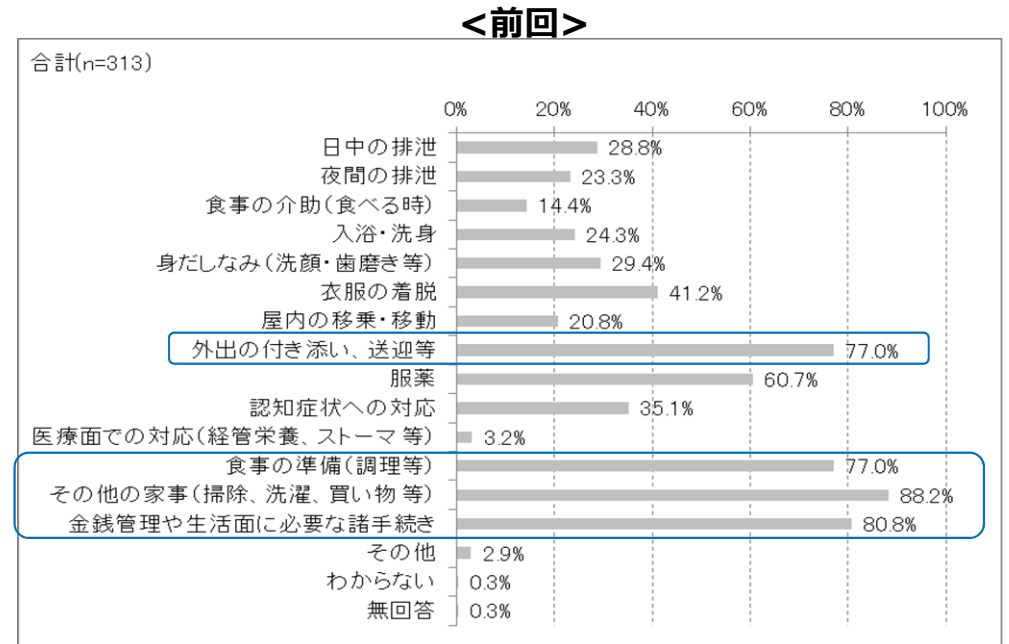
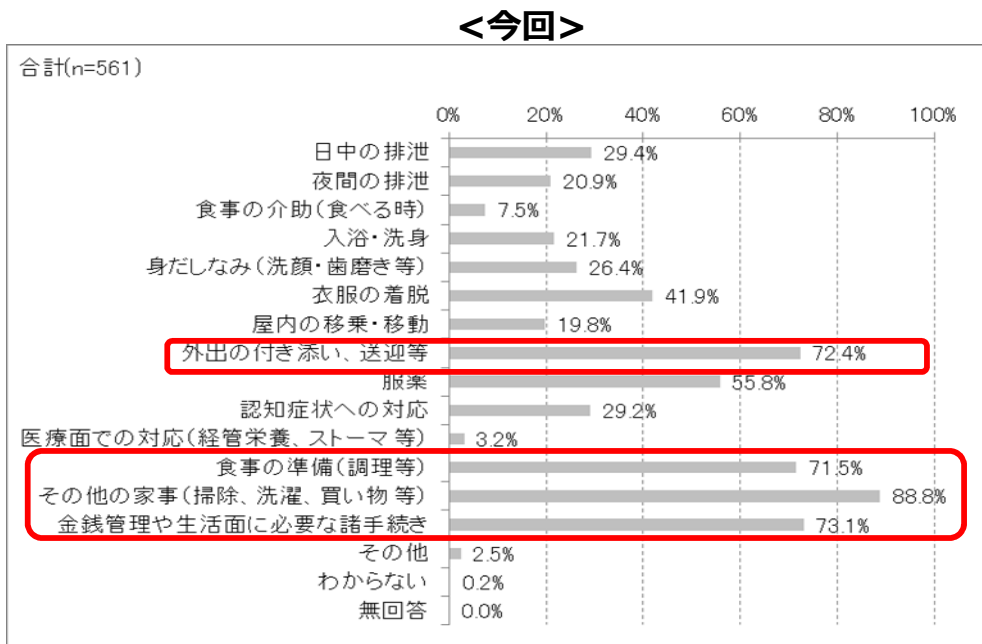
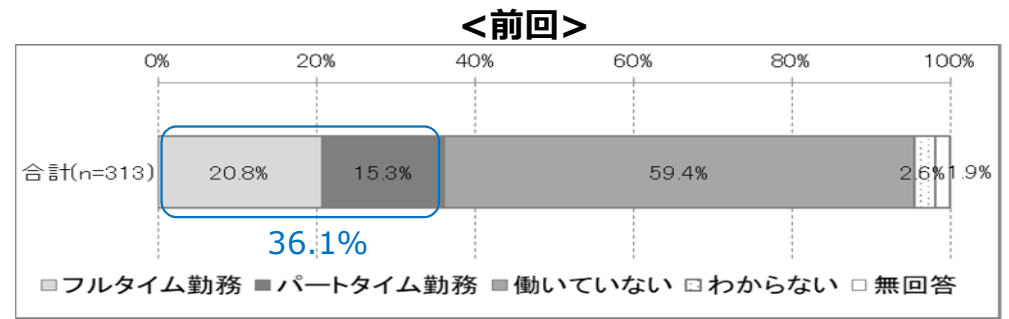
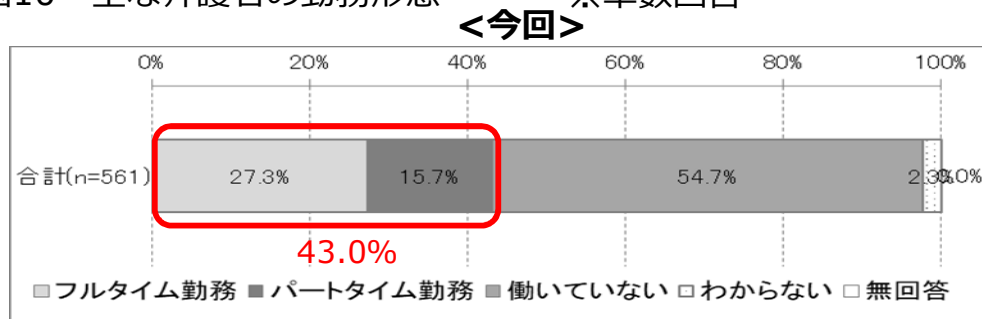


図10 主な介護者の勤務形態 ※単数回答

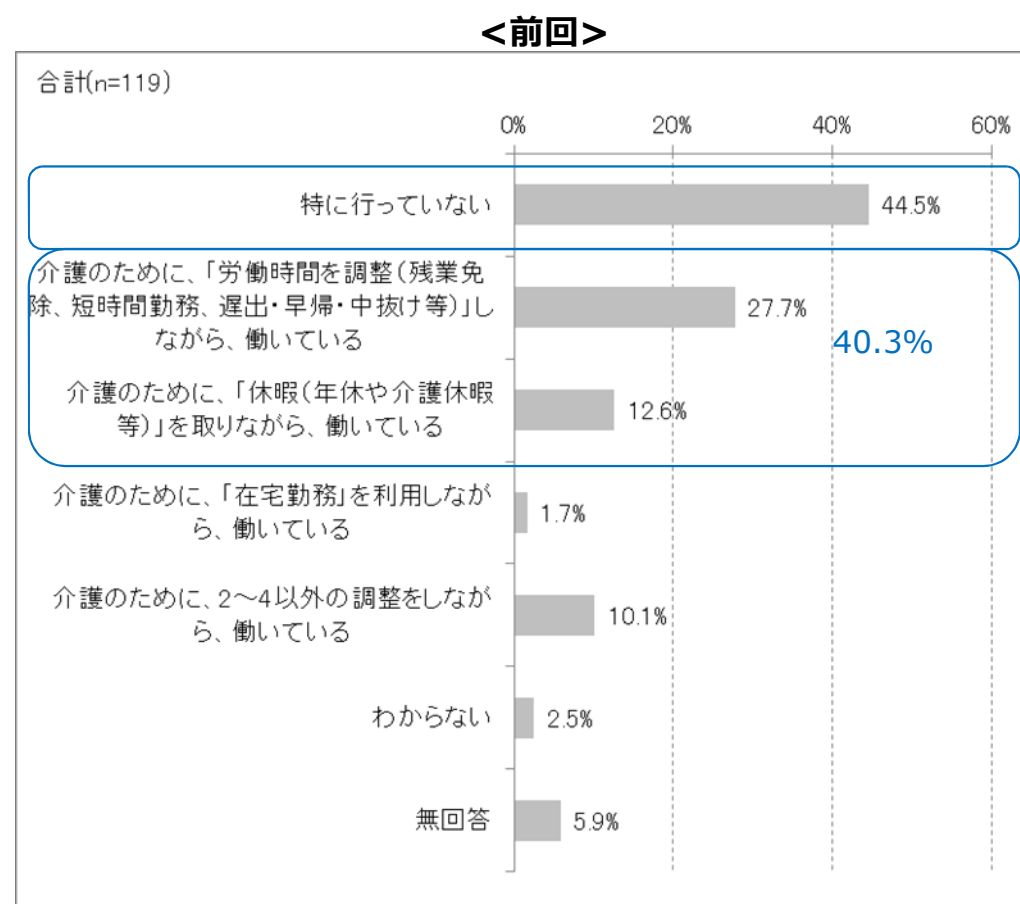
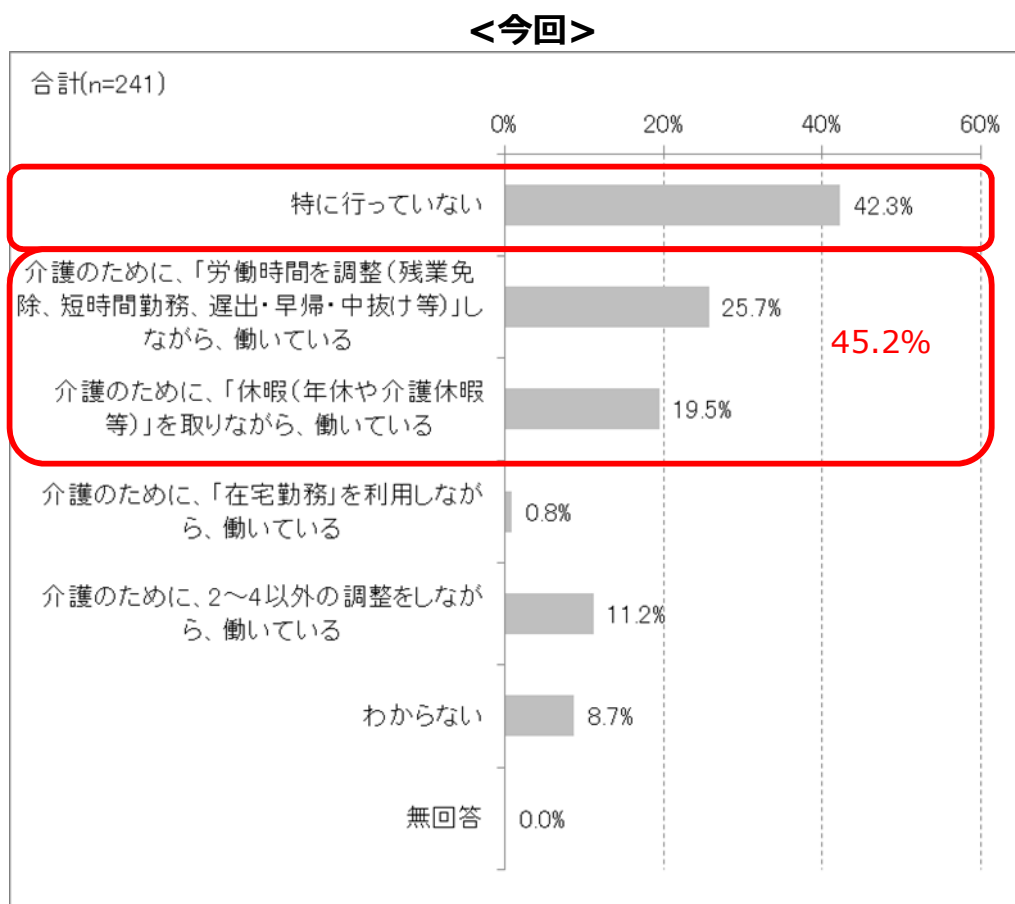


在宅介護実態調査の結果について

4 主な介護者について

働き方の調整を「特に行っていない」が4割以上だが、その割合は前回調査時から2.2%減となっている。労働時間や休暇等勤務の調整を行っている介護者も多く、前回調査時から4.9%増となっている。

図11 主な介護者の働き方の勤務形態 ※複数回答



在宅介護実態調査の結果について

5 調査結果から読み取れる特徴的な傾向...介護保険サービス利用状況

要介護度や認知症自立度の重度化に伴い、「訪問系を含む組み合わせ」及び「通所系・短期系のみ」のサービスの利用割合が高まっている。

図12 要介護度別・サービス利用の組み合わせ ※単数回答

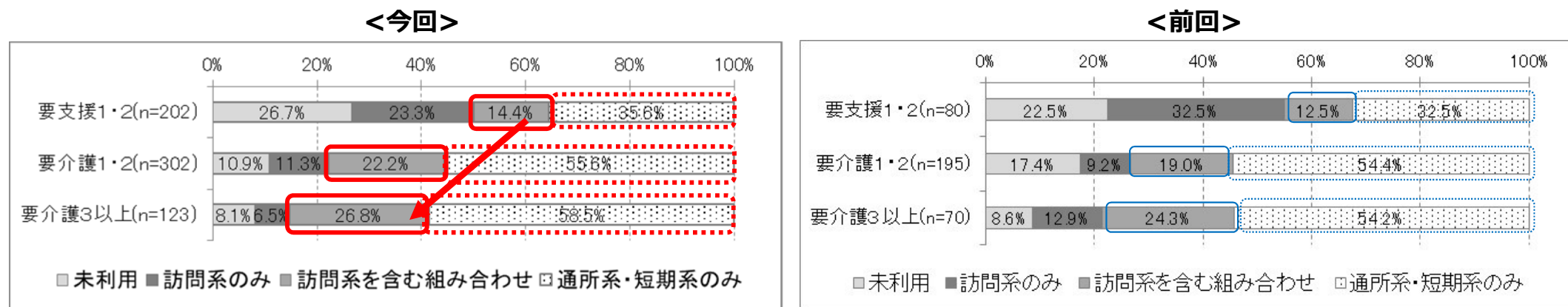
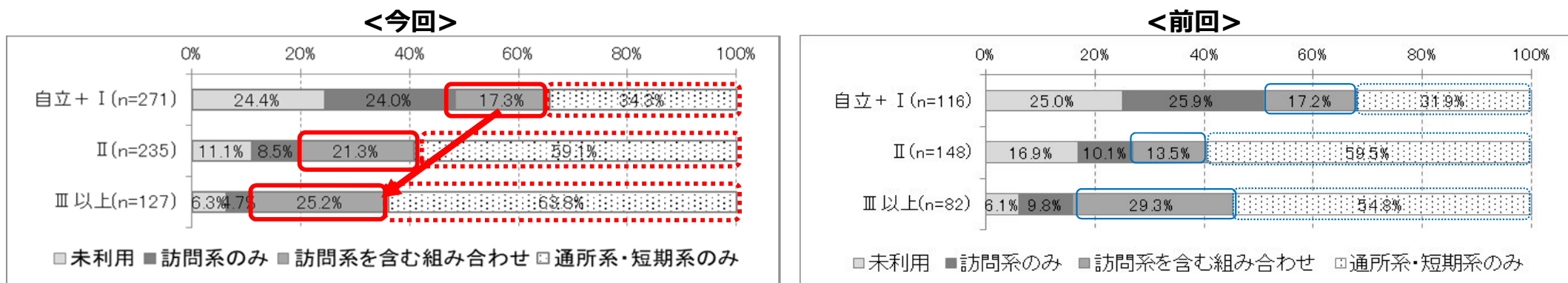


図13 認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ ※単数回答

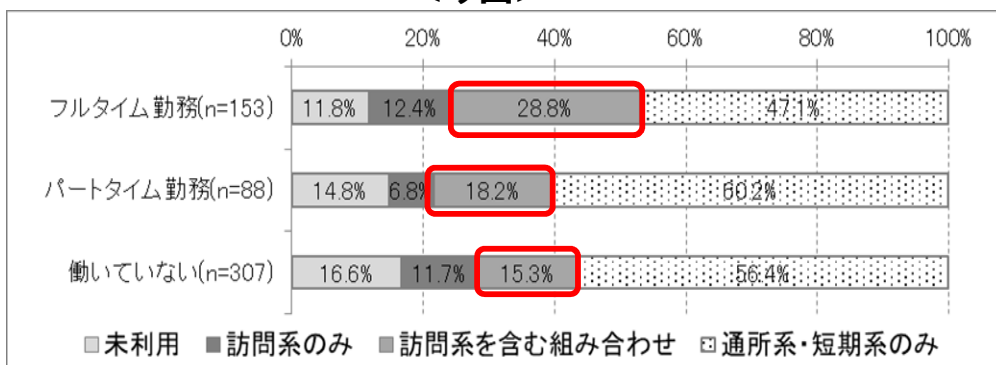


在宅介護実態調査の結果について

5 調査結果から読み取れる特徴的な傾向...介護保険サービス利用状況

今回調査では、介護者がフルタイム勤務になるほど、訪問系を含む組み合わせのサービスの利用割合が高くなっている。また、訪問系利用ありの介護者は就労継続が困難（続けていくのは「やや+かなり難しい」）と考える割合が前回調査時よりも低くなっている。

図14 就労状況別・サービス利用の組み合わせ ※単数回答
<今回>



<前回>

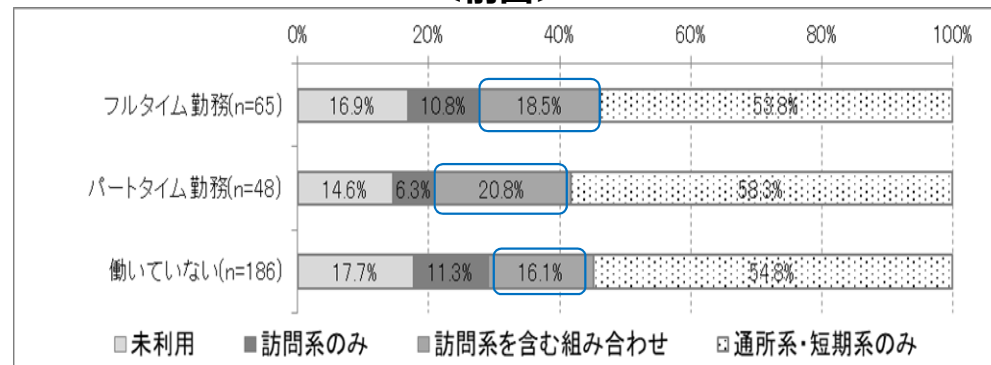
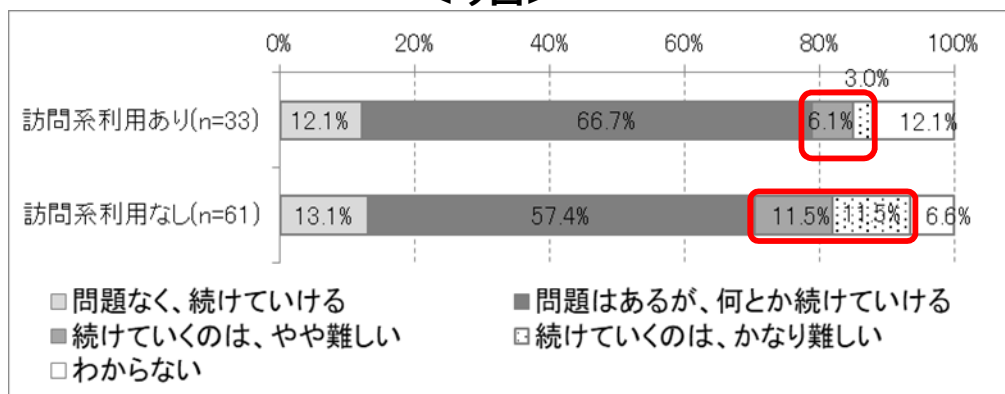
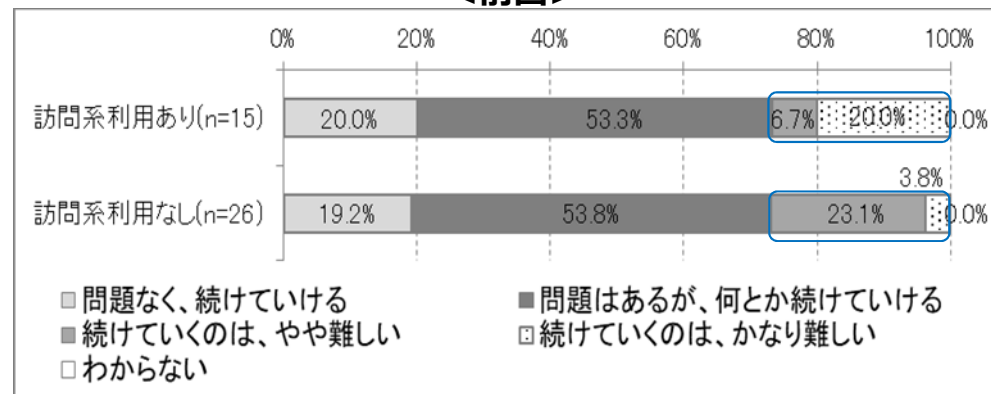


図15 サービス利用の組み合わせ別・就労継続見込み（要介護2以上、フルタイム勤務+パートタイム勤務） ※単数回答

<今回>



<前回>



在宅介護実態調査の結果について

5 調査結果から読み取れる特徴的な傾向...施設等入所意向

要介護者の重度化に伴って、施設等入所を「検討中」「申請済み」の割合が高まっている。訪問系を含む組み合わせのサービスの利用者は、施設等入所を検討していない割合が高い。

図16 要介護度別・施設等検討の状況 ※単数回答

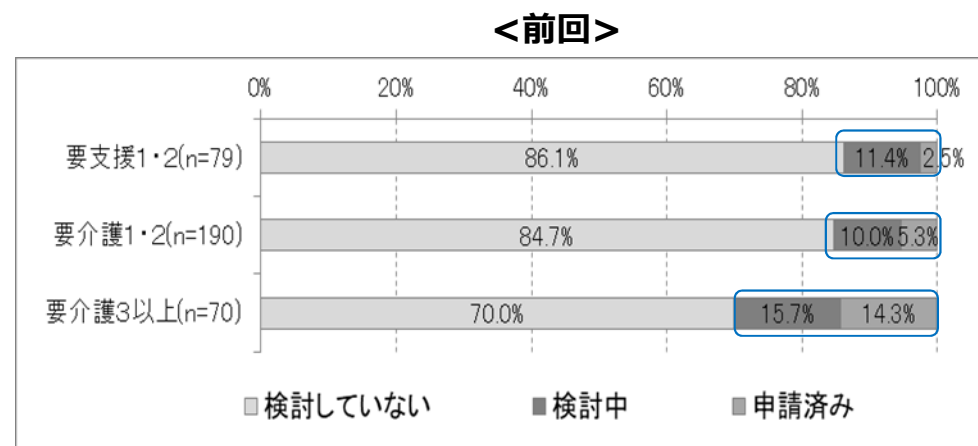
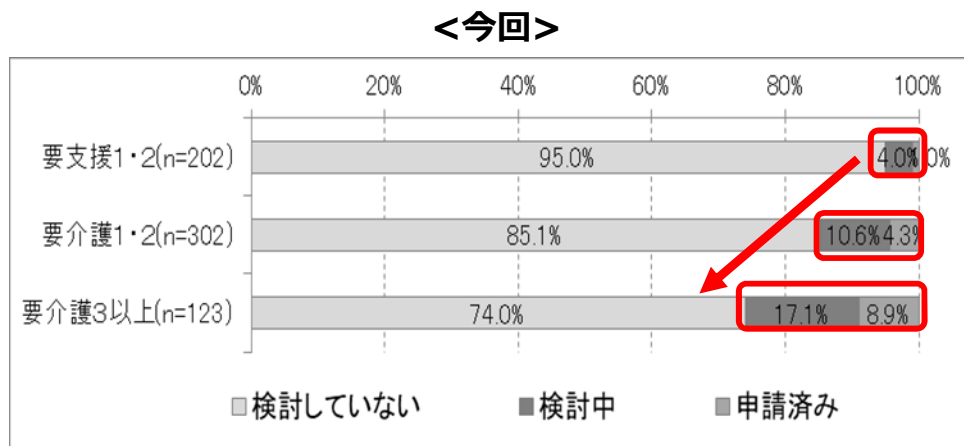
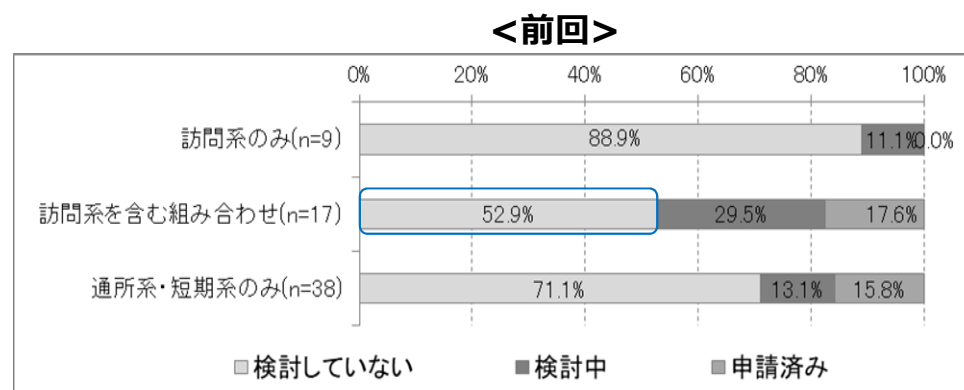
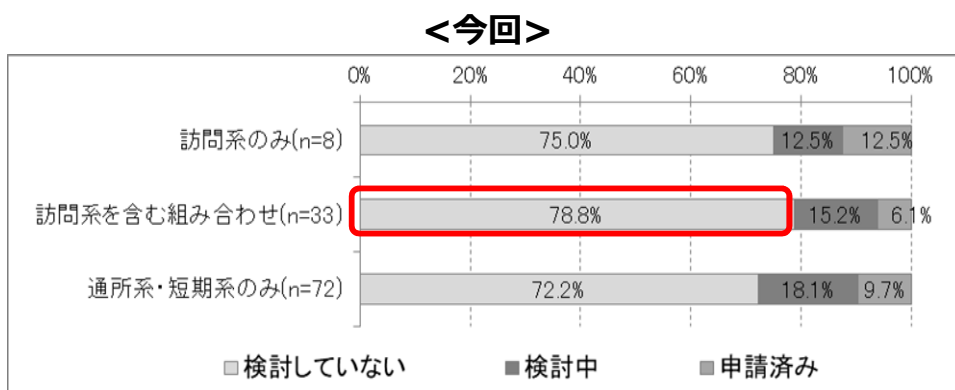


図17 サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護3以上） ※ 単数回答



在宅介護実態調査の結果について

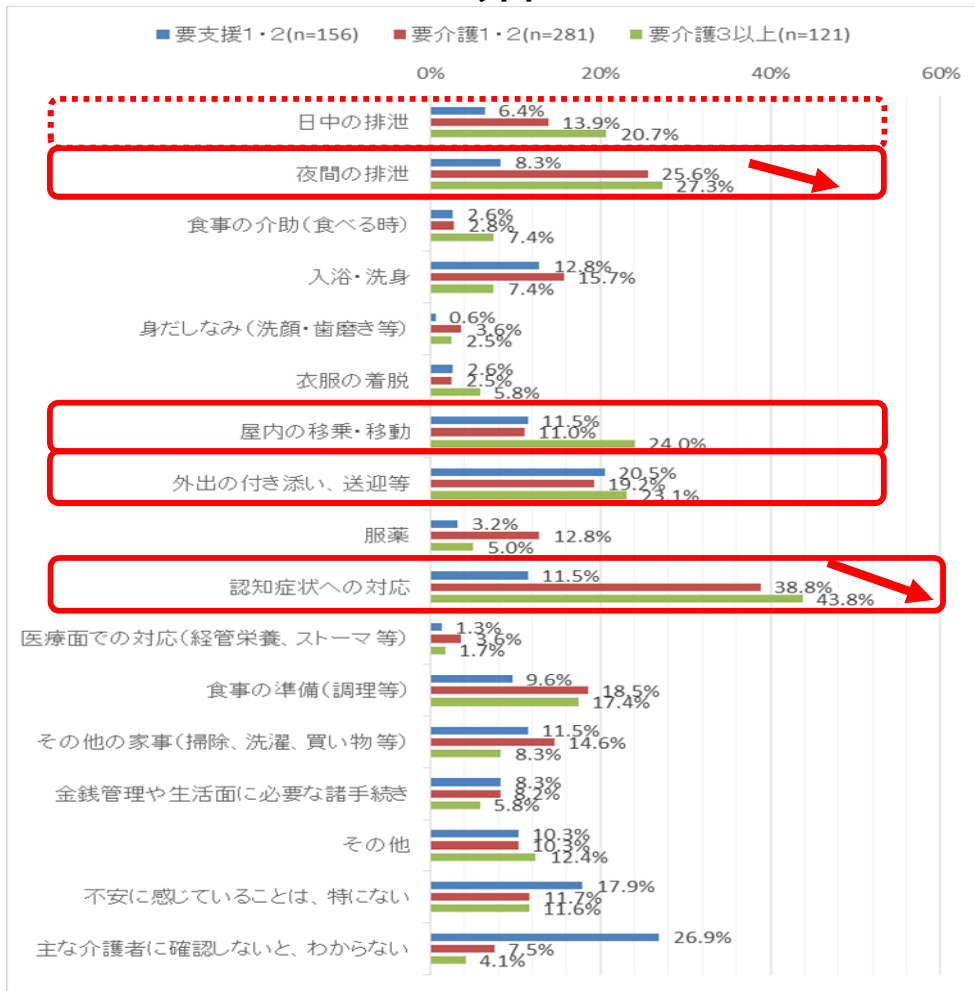
5 調査結果から読み取れる特徴的な傾向...介護者の不安

要介護者の重度化に伴って、介護者がより不安を感じる介護は、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」「外出の付き添い、送迎等」である。

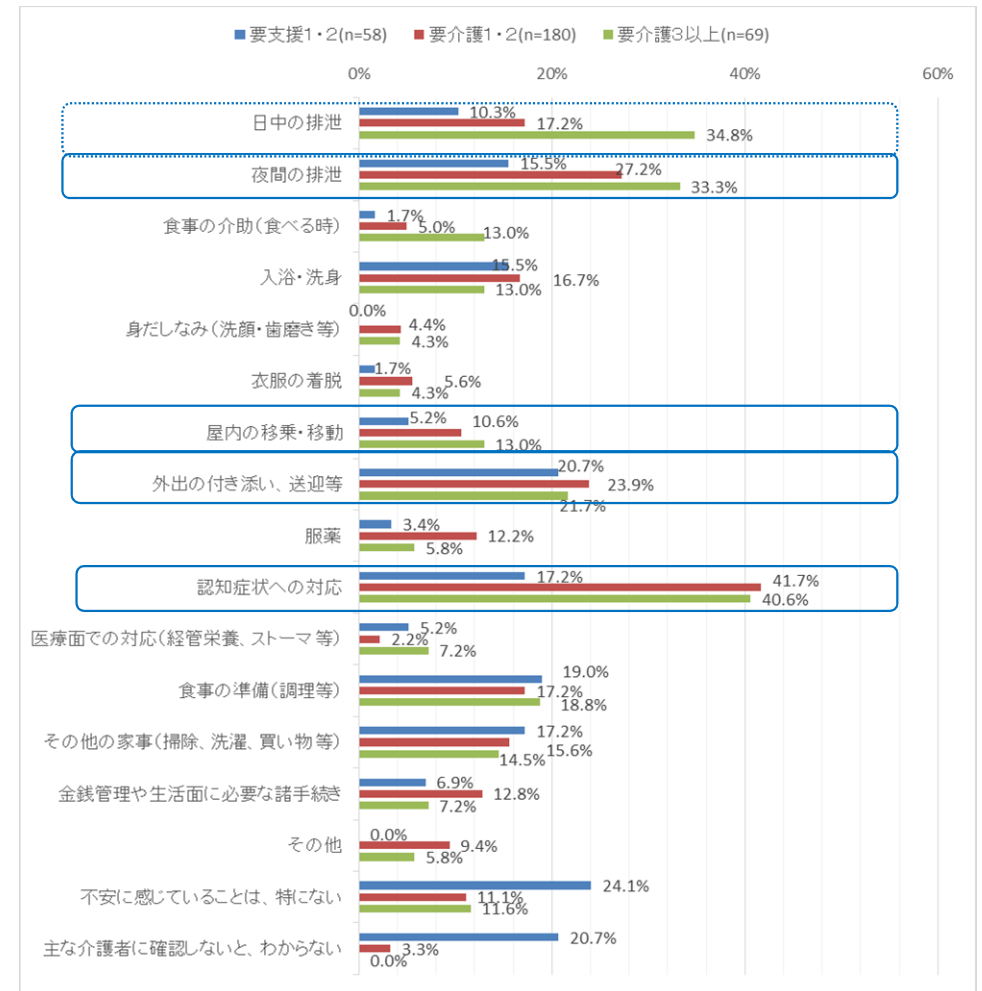
前回調査時と比較して、「日中の排泄」は減となり、「屋内の移乗・移動」は増となっている。

図18 要介護度別・介護者が不安を感じる介護 ※複数回答

<今回>



<前回>

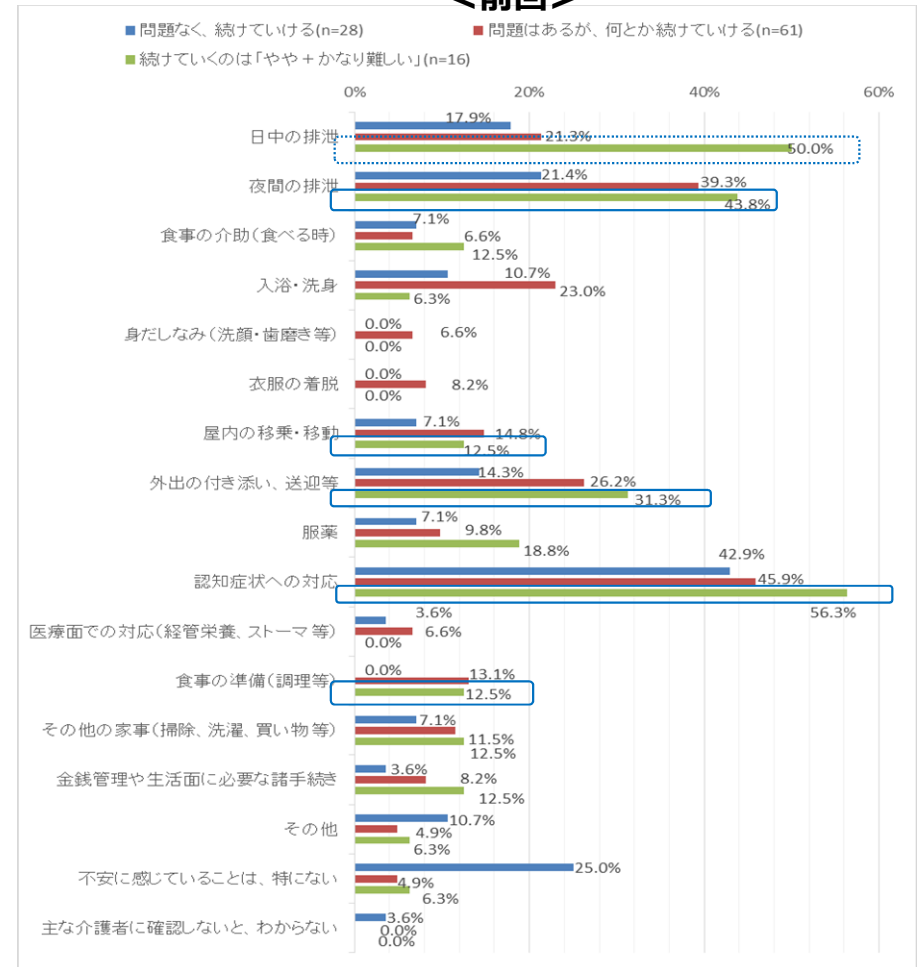
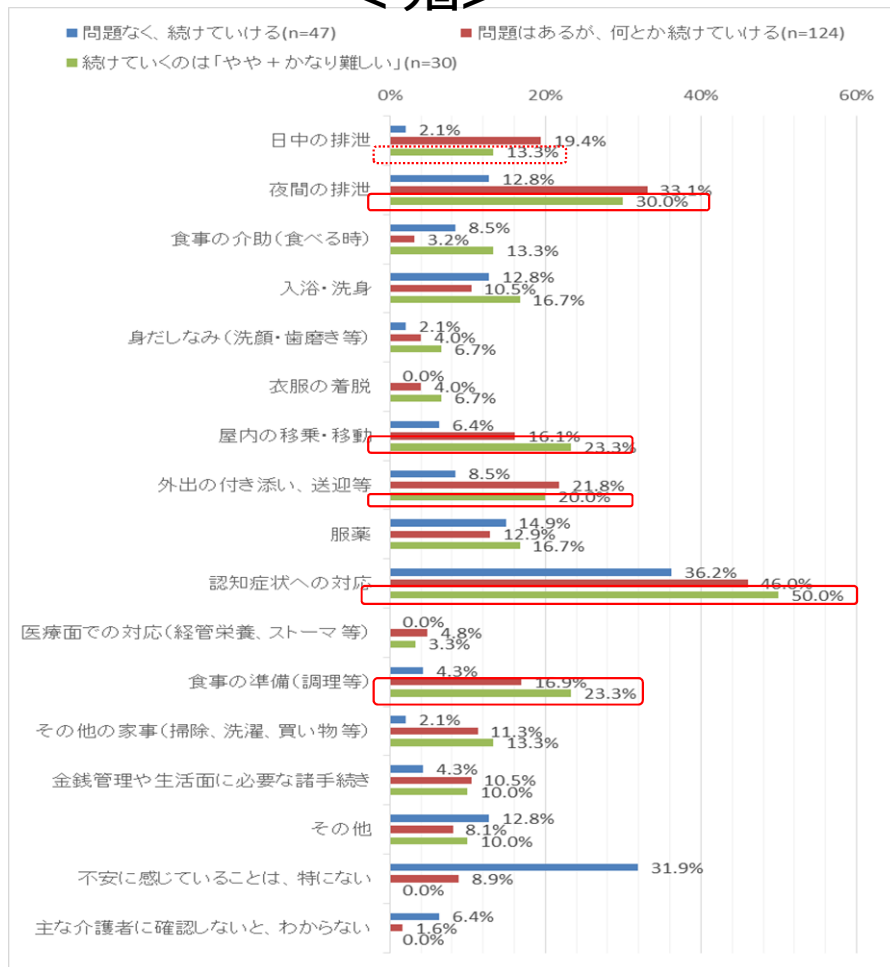


在宅介護実態調査の結果について

5 調査結果から読み取れる特徴的な傾向...介護者の不安

就労継続が困難な（続けていくのは「やや+かなり難しい」）介護者が不安を感じる介護は、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」「食事の準備（調理等）」「外出の付き添い、送迎等」である。就労継続が困難な介護者の「日中の排泄」に対しての不安は、前回調査時よりも大きく減となっている。

図19 就労継続見込み別・介護者が不安を感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務） ※複数回答



在宅介護実態調査の結果について

5 調査結果から読み取れる特徴的な傾向...介護**保険外**サービス利用状況

介護者がフルタイム勤務の場合、介護**保険外**では「配食」サービスの利用が最も多い。在宅生活の継続に必要とする保険外サービスは生活援助サービス全般に渡っているが、「特になし」とする割合が、前回調査時より増加している。

図20 利用している**保険外**の支援・サービス（フルタイム勤務） ※複数回答

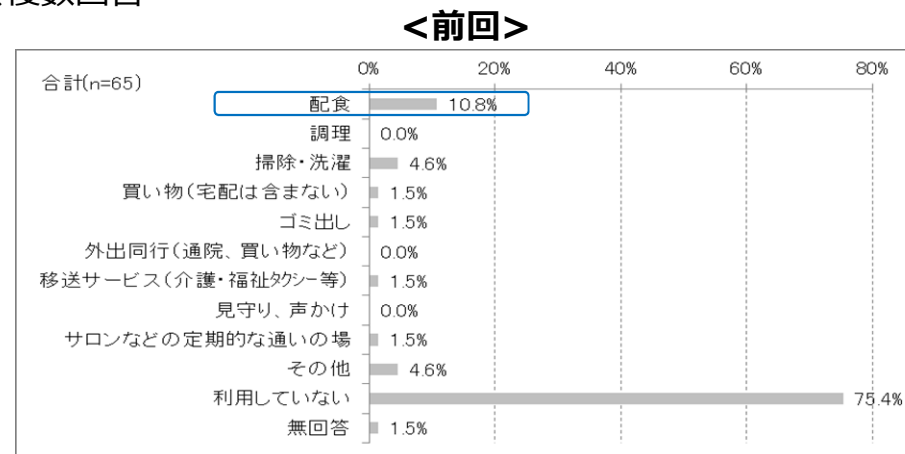
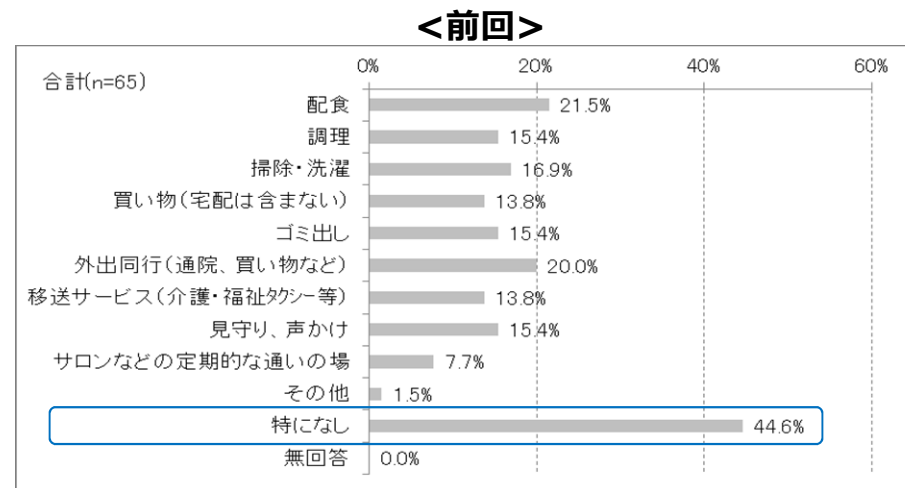
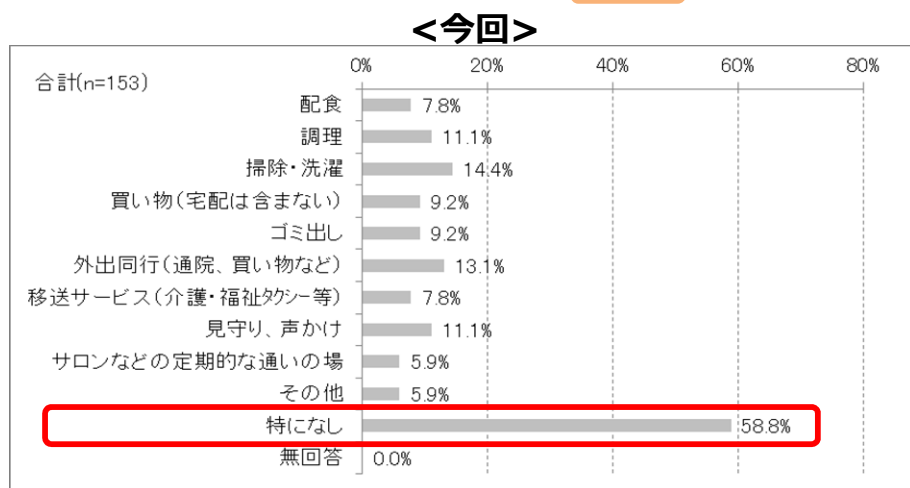


図21 在宅生活の継続に必要と感じる**保険外**の支援・サービス（フルタイム勤務） ※複数回答



6 考察

- 介護者は前回調査時よりも高齢化が進んでいる。また、介護者の就労割合も増加し、労働時間や休暇等の調整をしながら働いている介護者も多い。
- 要介護者は重度化に伴い、「訪問系を含む組み合わせ」「通所系・短期系」のサービスを利用しながら、在宅生活を継続している状況が把握できた。
- 介護者がフルタイム勤務になるほど、「訪問系を含む組み合わせ」のサービスの利用割合が高くなっていることや、「訪問系を含む組み合わせ」のサービス利用者は、「訪問系のみ」や「通所系・短期系のみ」の利用者と比較して、施設等入所を検討していない割合が高いことから、介護者・要介護者の両方の観点で、在宅生活を継続するには、「訪問系」サービスを軸とした多様なサービスの充実が求められている。
- また、要介護者の重度化に伴い、「通所系・短期系のみ」のサービスの利用割合も高くなっていることから、在宅生活を継続するには、介護者へのレスパイトケアの機能を持つ「通所系」「短期系」サービスの利用も重要なポイントとなると考えられる。
- 在宅介護の限界点の引上げを考えると同時に、一方で、要介護者の重度化に伴い、施設入所を検討中・申請済みの割合が高まっていることから、在宅生活が困難になった場合の施設等入所ニーズへも対応していく必要がある。
- 要介護者の重度化に伴って、介護者がより不安に感じる介護は、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」「外出の付き添い、送迎等」であった。就労継続見込み別では、「食事の準備（調理等）」の不安も高い。介護者・要介護者が安心して日常生活を送れるよう、幅広い視点から生活支援等の取組を引き続き検討することが必要である。

(3) 介護支援専門員対象調査

(1) 調査概要

目 的	第8期介護保険事業計画等の策定にあたり、「要介護高齢者等への適切なサービスの提供」及び「必要なサービスの提供体制の確保」の観点から、必要なサービスを把握するため
対象者	高知市内の事業所に従事している介護支援専門員（計画作成担当者）
方 法	FAX
期 間	令和2年3月31日～令和2年5月29日
回答者数	323人

(2) 回答者属性

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が7割以上を占めています。実務経験年数では、5年以上の経験者が3分の2を占めています。

図1 所属サービス（単数回答）

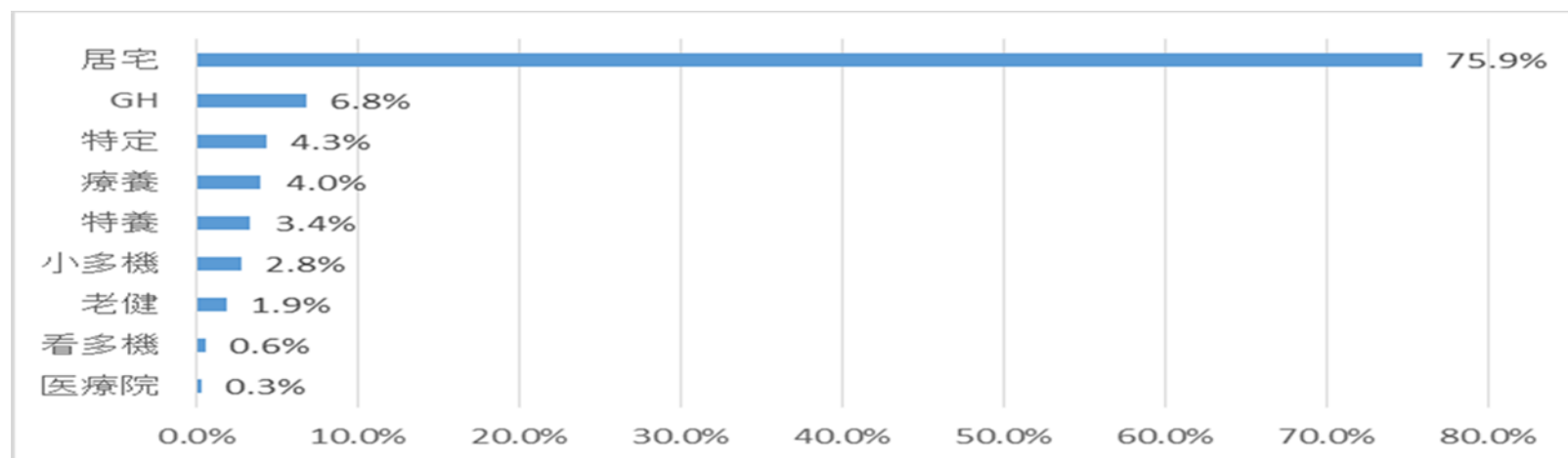
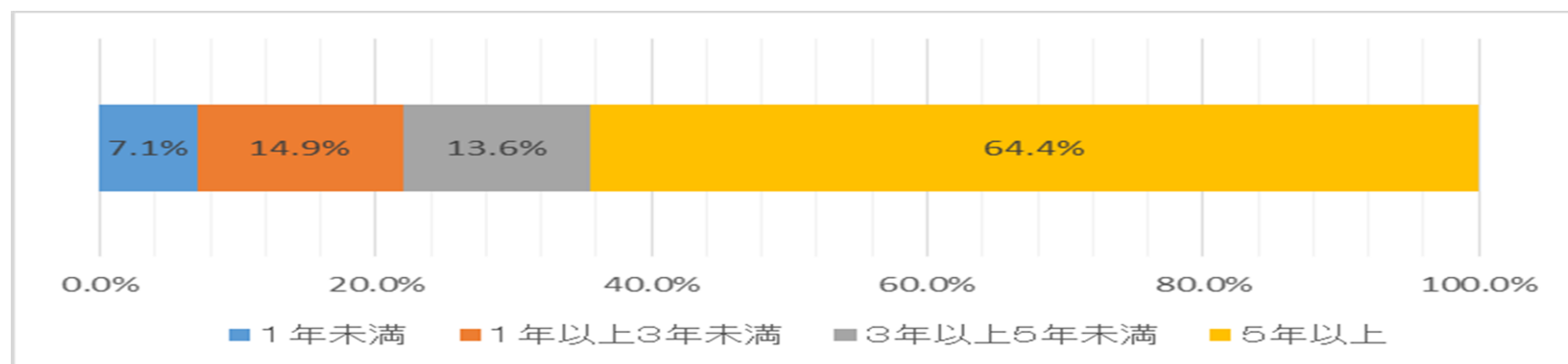


図2 実務経験年数（単数回答）



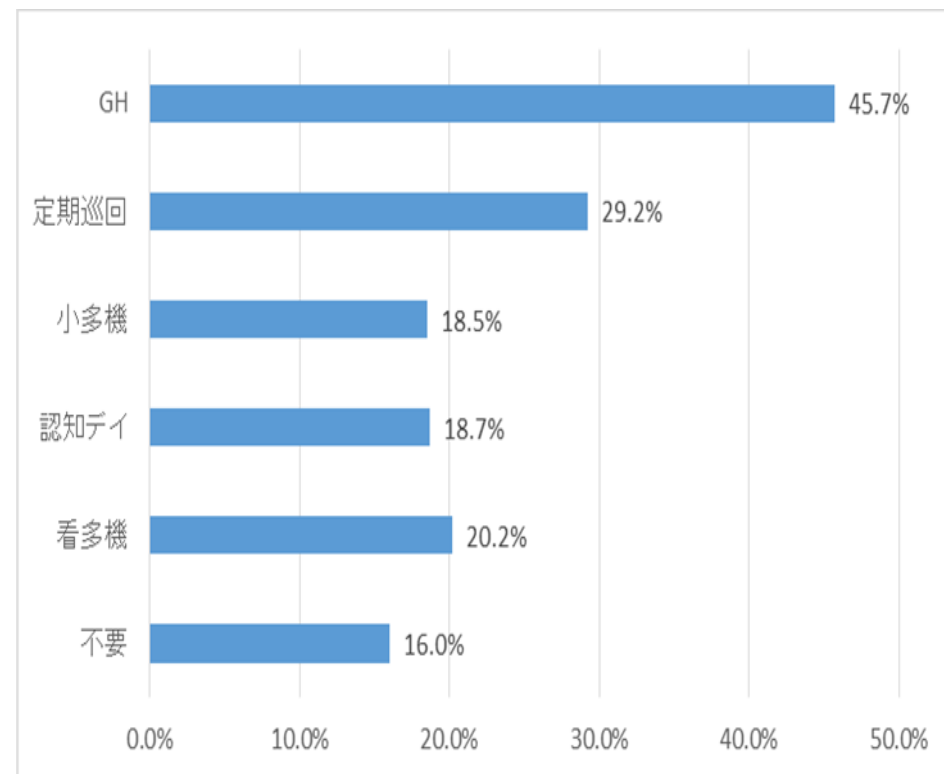
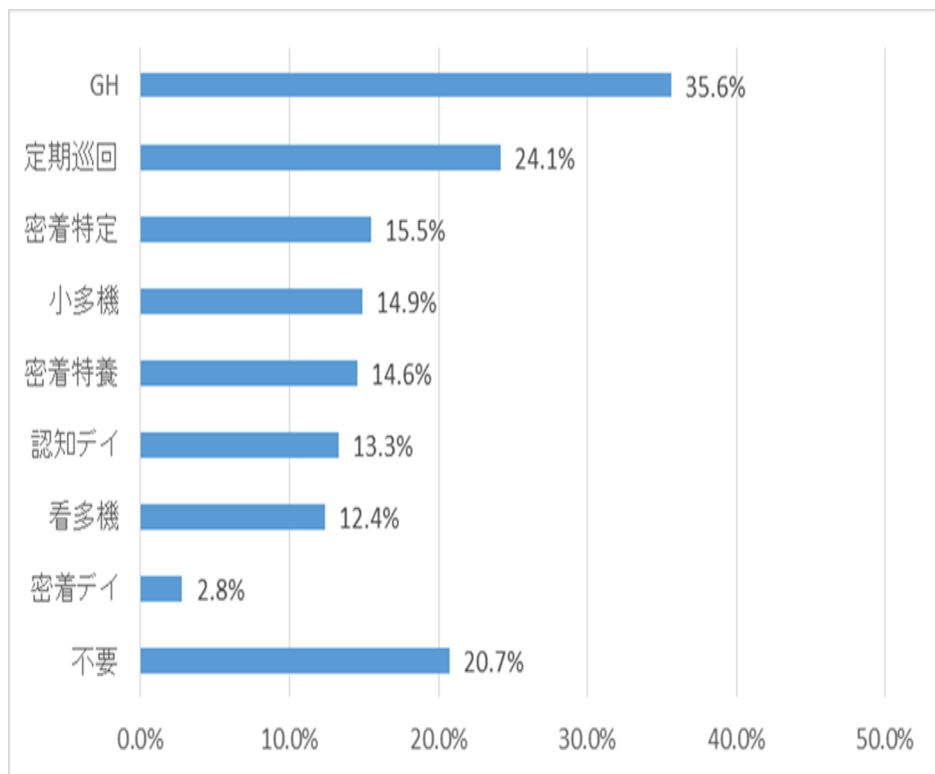
(3) 調査結果から読み取れる特徴的な傾向

<地域密着型サービスの整備ニーズ>

GHや定期巡回の整備ニーズが高くなっています。前回調査と比較すると、いずれのサービスも3.5~10%程度ニーズが低下しており、不要（現状以上に特に地域密着型サービスは必要ない）は4.7%増えています。

図3 整備が必要と思われる地域密着型サービス（複数回答）

(前回調査結果)

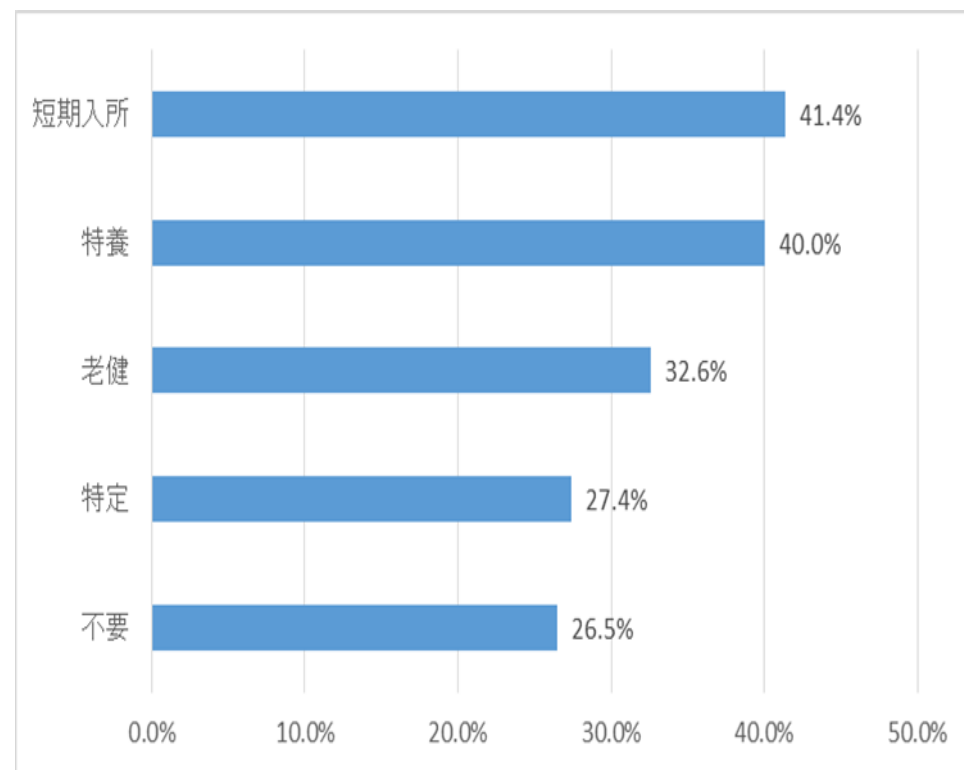
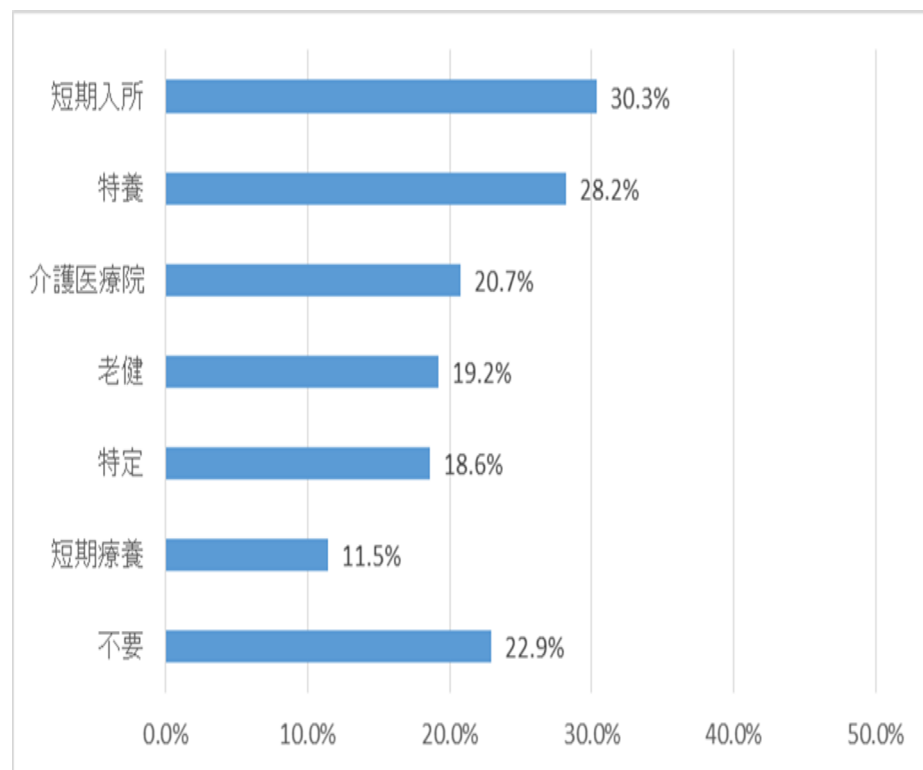


<施設サービス等の整備ニーズ>

短期入所や特養の整備ニーズが高くなっています。前回調査と比較すると、いずれの施設等も8.9～14%程度ニーズが低下しており、不要（現状以上に特に施設サービス等は必要ない）は3.6%増えています。

図4 整備が必要と思われる施設サービス等（複数回答）

（前回調査結果）



(4) 考察

- ① 介護サービス事業所整備について全体的にはニーズが低下しており、これまで整備を進めてきた結果として要介護者等へのサービス提供体制は一定充足されてきたと考えられます。
- ② 特に老健については、平成30年度末に1施設（42床）が廃止となった経過があり、全体のベッド数が減少しております。それでも今回の調査では、前回調査と比較して老健の整備ニーズが10%以上低下しており、ニーズは充足されているのではないかと考えられます。
- ③ 一方で、特養やGH、短期入所等のニーズは依然高く、介護支援専門員からみて在宅生活の継続に限界を感じている要介護等認定者が顕在化している可能性があります。

2 改正社会福祉法について

I. 福祉政策の新たなアプローチ

- 一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化
- 「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と
「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」
- 「専門職による伴走型支援」と
「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」
⇒ 重層的なセーフティネット

II. 市町村における包括的支援体制の整備の在り方

1. 新たな事業の創設

①断らない相談支援

→ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

②参加支援

→ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かし、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③地域づくりに向けた支援

→ 地域社会から孤立を防ぎ、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

2. 包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 地域のニーズや人材、地域資源の状況等の見える化・分析。地域住民や関係機関等と議論をし、共通認識を持ちながら取り組む。
- 事業実施後も、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善する。
- 関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置。

III. 包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1. 人材の育成や確保

- 研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。
- 庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。
- 事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき

3 会議体

- 情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。
- 既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

各分野ごとの補助金
一括交付（令和3年度～）の検討

社会福祉法の改正（R3.4.1施行）

一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制には以下のような課題がある。

- 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等により活動が限定される。

こうした状況を踏まえ、昨年度に開催された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において議論された内容が基盤となり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、社会福祉法が改正された。

◆ 社会福祉法第百六条の三 （包括的な支援体制の構築）

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

この「包括的な支援体制の構築」を進めるため、これまでの「**地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業**」を基盤とした「**重層的支援体制整備事業**」が創設された。

◆ 社会福祉法第百六条の四 （重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「**重層的支援体制整備事業**」を行うことができる。

【重層的支援体制整備事業】



I・Ⅲの事業に係る各分野（高齢・障害・子ども子育て・生活困窮）の国庫補助等が一括交付金化される。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設**する。
- 事業実施の際には、下記 I～Ⅲの事業は全て必須・・・新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を一括化する**。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
（既存の地域資源の活用方法の拡充）
※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

（狭間のニーズへ 就労支援 見守り等居住支援の対応の具体例）

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート
- ※ これまで結びつきのなかった人と人がつながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

I～Ⅲを通じ、
継続的な伴走
支援を実施

I 相談支援

現行の仕組

- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援

- 属性や世代を問わない相談
- 新 多機関協働の中核
- 新 専門職による伴走支援

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

III 地域づくりに向けた支援

現行の仕組

- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

地域づくりに向けた支援

- 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- 交流・参加・学びの機会を生み出す
コーディネート機能

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

	事業名	社会福祉法の事業根拠	負担割合	社会福祉法の支出根拠
相談支援	介護 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	第106条の4第2項 第1号イ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※）
	障害 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	第106条の4第2項 第1号ロ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	第106条の4第2項 第1号ハ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	第106条の4第2項 第1号ニ	国 3 / 4	第106条の8第4号
参加支援	新規 参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。	第106条の4第2項第2号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）
地域づくり	介護 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち厚生労働大臣が定めるもの（※） ※ 通いの場（一般介護予防活動支援事業）を想定	第106条の4第2項 第3号イ	国 25 / 100 都道府県 12.5 / 100 市町村 12.5 / 100 一号保険料 23 / 100 二号保険料 27 / 100	第106条の8第1号・第2号 第106条の9第1号 第106条の10（※） 第106条の10（※）
	介護 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項5号）	第106条の4第2項 第3号ロ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※）
	障害 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項9号）	第106条の4第2項 第3号ハ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	第106条の4第2項 第3号ニ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	第106条の4第2項第3号柱書	国 1 / 2 以内	第106条の8第5号
新規	アウトリーチ等を通じた継続的支援	第106条の4第2項第4号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）
	多機関協働	第106条の4第2項第5号		
	支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施	第106条の4第2項第6号		

※ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、上記の事業全て実施するものとする。 - 31 -

3 日常生活圏域の設定について

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画における「日常生活圏域」の見直し(案)について

1 概要

地域包括支援センター(地域高齢者支援センター)の再編に合わせて、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画における「日常生活圏域」の見直しを行う。

2 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域としている。平成18年の介護保険法改正により、介護保険法第117条第2項第1号に日常生活圏域の設定が規定された。

高知市では、第3期(平成18～20年度)介護保険事業計画において、東部・西部・南部・北部4つの日常生活圏域を設定し、それぞれの圏域に地域高齢者支援センターを1か所ずつ設置した。

現在、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画においても、第3期における日常生活圏域の設定が継続されている。(平成20年1月の春野町合併に伴い、第4期に一部見直し有。)

3 見直し検討の経過

高知市では、令和元年度から令和2年度の2年間で地域包括支援センターの再編・強化を進めている。再編後の区域と、第7期計画に定める日常生活圏域では、【一宮・布師田】【南街・北街・江ノ口】の2区域が、それぞれ東部と北部に分かれるため、第8期計画策定にあたり見直す必要がある。

4 見直し案

再編した地域包括支援センター(地域高齢者支援センター)の14区域を、第7期計画の東西南北4つの圏域に合わせて分ける。

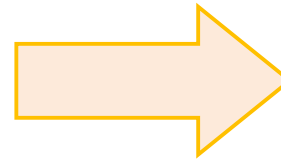
第7期計画に定める東西南北の4つの日常生活圏域において、2つの圏域にまたがる区域(2 一宮・布師田, 6 南街・北街・江ノ口)については、地域包括支援センターのブロック分けに合わせて北部とする。

地域高齢者支援センターの再編による14区域

区域	65歳以上人口	
1 秦	4,805	5,164
1 土佐山	359	
2 布師田	507	7,321
2 一宮	6,814	
3 下知	3,505	7,389
3 五台山	976	
3 高須	2,908	6,042
4 大津	2,662	
4 介良	3,380	4,093
5 三里	4,093	
6 南街	1,034	7,451
6 北街	1,058	
6 江ノ口	5,359	4,568
7 初月	4,028	
7 鏡	540	7,965
8 朝倉	7,965	
9 旭街	10,861	10,861
10 上街	1,087	
10 高知街	1,709	5,639
10 小高坂	2,843	
11 鴨田	7,576	7,576
12 潮江	8,145	
13 長浜	8,504	9,135
13 御畳瀬	198	
13 浦戸	433	5,304
14 春野	5,304	
計	96,653	

第7期計画に定める日常生活圏域

圏域	大街	65歳以上人口		
東部	布師田	507		
	大津	2,662		
	三里	4,093		
	五台山	976		
	高須	2,908		
	介良	3,380		
	南街	1,034		
	北街	1,058		
	下知	3,505		
	朝倉	7,965		
西部	鴨田	7,576		
	鏡	540		
	旭街	10,861		
	初月	4,028		
南部	潮江	8,145		
	長浜	8,504		
	御畳瀬	198		
	浦戸	433		
北部	春野	5,304		
	一宮	6,814		
	秦	4,805		
	江ノ口	5,359		
	上街	1,087		
	高知街	1,709		
	小高坂	2,843		
土佐山	359			
計	20,123	30,970	22,584	22,976



※第7期計画に定める日常生活圏域では、【一宮・布師田】【南街・北街・江ノ口】の2区域が、それぞれ東部と北部に分かれるため、第8期計画策定にあたり見直しする必要がある。

【見直し案】地域包括支援センターのブロック分けに合わせる

圏域	区域	65歳以上人口
東部	3 下知	3,505
	3 五台山	976
	3 高須	2,908
	4 大津	2,662
	4 介良	3,380
西部	5 三里	4,093
	7 初月	4,028
	7 鏡	540
	8 朝倉	7,965
南部	9 旭街	10,861
	11 鴨田	7,576
	12 潮江	8,145
	13 長浜	8,504
北部	13 御畳瀬	198
	13 浦戸	433
	14 春野	5,304
	1 秦	4,805
	1 土佐山	359
	2 布師田	507
	2 一宮	6,814
6 南街	1,034	
6 北街	1,058	
6 江ノ口	5,359	
計	10 上街	1,087
	10 高知街	1,709
	10 小高坂	2,843

65歳以上人口は高知市HP統計情報「高知市大街，年齢別（3区分）人口及び割合（令和2年7月1日現在住民基本台帳）」より

4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和3～5年度)の概要案について

現計画からの変更点

1 基本理念 変更なし

2 基本目標 変更なし

3 施策の方向性

(1) 「2-5 災害時でも安心して暮らし続けられる支援」を

「2-5 災害時等でも安心して暮らし続けられる支援」に変更

(2) 「5-2 地域高齢者支援センターの機能強化」を

「5-2 地域包括支援センターの機能強化」に変更

4 実施予定の取組 概要案のとおり